

## 地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会条例（平成23年条例第31号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。  
2 前項の意見聴取の方法は、委員会への招致及び委員長が指名する者が行う個別聴取によるものとする。

(議事録等)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において公表しないことが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って公表しないことができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。